

紀美野町第2回定例会会議録

平成30年6月22日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成30年6月22日（水）午前9時00分開議

- 第 1 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)
- 第 2 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 第 3 議案第45号 紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 第 4 議案第46号 副町長の選任の同意について
- 第 5 議案第47号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 6 議案第48号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 7 議案第49号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 8 議案第50号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 9 議案第51号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第10 議案第52号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第11 議案第53号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第12 議案第54号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第13 議案第55号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第14 議案第56号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第15 議案第57号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第16 議案第58号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第17 議案第59号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第18 議案第60号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第19 議案第61号 平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第62号 平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第63号 平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予

算（第1号）について

第22 議案第64号 平成30年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第23 議案第65号 平成30年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第24 議案第66号 平成30年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

第25 議案第67号 平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第26 議案第68号 平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について

第27 陳情第1号 精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択に関する陳情について（委員長報告）

○追加議事日程（第3号の追加1）

第1 発委第3号 精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）について

第28 議員派遣の件について

第29 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（広報編集特別委員会）

○会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

追加日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	小 椋 孝 一 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

2 番	上 柏 皖 亮 君
-----	-----------

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君

水 道 課 長 山 本 訓 永 君
まちづくり課長 西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長 (細 峪 康 則) 君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

町 長 寺 本 光 嘉 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 田 中 克 治 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

上柏議員から欠席届が提出されていますので報告します。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君） それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） この条例の地方税法の改正を見てもよく読んでもよくわからないところが多いんですが、わかっている範囲で1カ所だけ質疑させていただきます。

3ページの第24条ですか、第1項中によって、いろいろあるんですけど、これの1項、2項で対象となる納税者の数は大体どの程度なのかお願いします。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷昌弘君 登壇）

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、田代議員の御質疑についてお答えいたします。

第24条、町民税の非課税の範囲の改正でございます。第2号につきましては、障害者、未成年者、各項に対する住民税の非課税の措置の所得要件が改正されるものでございます。

御質疑の人数でございますが、障害者が248名、未成年者につきましては118名、寡婦等については141名ということで現時点では507名が該当すると考えてござい

ます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) ここで基礎控除が10万円上げられて給与所得者の所得の減額する分の控除ですね、あれが上げられると。そこでプラスマイナスが同じようになるというふうなことのようですけども、確認して聞いておきたいのは、この控除は控除ですけども、簡易所得税表とかいうのを使ってよく計算しますよね。これが事業所得のところに数字が上がってくると思うんですけども、その事業所得というのはいろんな保険料とか介護保険料とかいろんなそういうふうな料金のところに反映してくるわけですよね。そうなってまいりますと、やはりいろんな料金が給与所得者にとっては上がってくると、こういうふうなことになるかというふうに思うんです。

それと、もう1点、2,200万円を超える方においては、もうたくさん所得があるからということで基礎控除がなくなると、そういうことでございますけれども、うちのまちではそれがどれだけの方が対象になってくるのか、そのところを聞きたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長 (中谷昌弘君) それでは、美濃議員の御質疑に対してお答えをいたします。

まず、最初の質疑でございます。改正によって影響を受ける例えば国民健康保険であるとか、介護保険であるとかというものに対しては、所得によって保険料を計算するということで、それ上がることはないのかという御質疑であったと思います。

それに関してなんですが、国の資料を見ますと、そういう社会保障制度の給付や負担の水準に関して影響や不利益が生じないように当該制度等の所管府省において適切な措置を講じなければならないということになってございます。この改正が施行される

までにおのおの各府省において税負担が生じないように対策が講じられると考えてございます。

それと、合計所得金額が2,500万円を超える方については、基礎控除がなくなるという改正でございます。これにつきましては、人数を申し上げますと、2,500万円を超える所得の方、町内でございますが、対象者は6名でございます。全体で言いますと、比率でいきますと0.15%の方が2,500万円の所得を超えている方がいらっしゃるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 所得によって算定基準が定められているというのは、国保料、この場合はサラリーマンということが対象でありますからこの国保税については省かれるかわかりませんが、介護保険料とか後期高齢者の医療保険料、保育料、児童扶養手当等があるかと思えますけれども、これは今、適正な処理をされるというふうに答弁があったんですが、それはどこがするんですか、国がきちんとその分を交付金として市町村に交付されるのか、そのところは怎么样了。

それから、あと2,500万円以上の方が今6名おられると、この方については基礎控除がなくなるということで、一般的にこれ見るならば、たくさん所得があるから基礎控除を引いたぐらいどうってことないじゃないかというふうに受け取られるんですけども、しかし、これは増税になると、それから今までも国が言ってきた消費税を取る、以前は2,000万円以上でしたか、それが1,000万円になったり下がってきて、今後さらにそれが下がっていった圧倒的な人が対象になってくると、消費税を払わなければならない業者というんですか、そういうところの数字が今後変わってくるというふうなことに危惧しますけれども、その辺等については何か聞いておられるんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど御説明しました適切な対策を講じなければならないということでございます。この中には当然、児童手当等も含まれてございます。その各種の所得金額から計算するようないろんな手当につきましては、不利益や影響が生じないように所管府省におい

て適切な措置を講じなければならないと。私先ほど言いましたが、そういうことを書かれています。

いわゆる省庁において適切な対策を講じなければならないということの資料として私のほうはいただいております。この改正が施行されるまでの間にいろんな形で負担が生じないような対策が各府省において講じられるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

消費税の関係でございますが、その内容についてはちょっとわかりかねる部分もあるんですが、先ほど説明しました所得金額ですが2,500万円を超えるという方については、国の施策としてそれだけの所得がある方については、おのこの基礎控除及び調整控除と言われるようなものなんですが、そういう措置をとる必要がないのではないかとこの趣旨のもとで改正をされたと聞いてございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに2,500万円が今後下がってくるというふうなことは聞いてないと、それでよろしいんですね。あと関係する省庁でもってこの後期高齢者や保育料や児童手当、また働いている人にとってみたら国保に当たるいろんな保険料ですね、そういうものについて適正にやってくれるというふうなことだけなんですよ。まだ具体的にはそれが示されていないというふうな状況で、どうなるというふうなことについてはまだ町のほうは来てないと、そういうことでよろしいんですか。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） 美濃議員の再々質疑にお答えいたします。

議員仰せのとおり、それ以外具体的な施策といいたししょうか、そういう方法については、資料並びに報告も受けてはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この43号の専決でございますけれども、先ほどから質疑で心配のとおり、まだ具体的にいろんな料金等についての影響というんですか、それをどのように問題なく払拭するということについての見きわめがないわけなんですね。それも100%そういうものがなくなるんかといういろんな点でこのことについてはまだ十分ではないというふうに思います。

また、2,500万円以上の方については基礎控除がなくなる。確かに高額所得者についてはなくなってもこの38万円や33万円程度については問題ないじゃないかというふうに思われますけれども、これは2,500万円がさらに1,000万円になるとか、その辺のところについても今後ないということは保証できないというふうな状況にあると思います。

基本的に高額所得者について、最高限度額というのが、以前我々若いころというのはそれぞれいろんなことがございますけれども、20年、30年前ならば75%が最高であったのが、それが50%になり、今までは4割ぐらいになっているかというふうに思います。基本的にこのところをいじって高額所得者から税金を取ると、そういう税の原則である累進性でやっていただくということが基本であるかというふうに思います。

今、基本的に国の進めることは、逆進性というような形で消費税が導入されたりしてきているわけでございますけれども、これが本当に我々庶民にとって正しく反映してくるかということについては十分に理解できないと、そういうふうなことからこの専決に反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第４３号は、承認することに決定しました。

◎日程第２ 議案第４４号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長（美野勝男君） 日程第２、議案第４４号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）議題とします。

これから質疑を行います。

５番、田代哲郎君。

(５番 田代哲郎君 登壇)

○５番（田代哲郎君） 国保税の課税限度額を引き上げるという条例の改正ですが、これも引き上げの対象となる被保険者の数はどの程度なのか答弁をお願いします。

以上です。

(５番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、田代議員の御質疑について御説明申し上げます。

限度額が改正基礎課税額５４万円から５８万円にということでございます。それぞれ医療分、後期分、介護分を合わせますと最高９３万円ということになってございます。

この対象者につきましては、９世帯２５万３９３円ということになります。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第４４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

５番、田代哲郎君。

(５番 田代哲郎君 登壇)

○５番（田代哲郎君） 説明では９世帯が対象となりますという、全体からすれば

被保険者世帯からすればほんの一部ということになると思います。しかし、今まで所得水準が低い町民の税負担を軽減するために２９年度までは多額の財源を一般会計から法定外で繰り入れていました。

こういう執行部の姿勢というのは評価できるものだと今まで考えてきました。しかし、課税限度額の引き上げなので低所得者には余り影響しないとは言っても、今の水準でも国保税の負担は収入の１割に達するのが普通で、被保険者の中には国保税が高すぎると感じる人も非常に多いのが実情です。わずか一部の人への限度額の引き上げですが、そういう負担を引き上げることについて賛成はできませんので反対いたします。

以上です。

(５番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第４４号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第４４号は、承認することに決定しました。

◎日程第３ 議案第４５号 紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第３、議案第４５号、紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

５番、田代哲郎君。

(５番 田代哲郎君 登壇)

○５番（田代哲郎君） 条例案の第２条、第６条２項で、大事業者は、その事業活

動を通じて中小企業者等の振興に配慮するとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとするというふうにあります。中小企業等の振興に配慮するというのはどういう意味なのかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

まず、この条例なんですけれども、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の制定の趣旨から中小企業等の一層の振興を図るため、また、紀美野町商工会よりことしの4月に中小企業・小規模企業振興に向けた条例制定の要望を受け制定するものでございます。それぞれこの条例の中では、大企業、商工業者、それから商工会、町、それぞれの役目を定めてございます。

大企業につきましては、それぞれの立場によりまして、その役割であるとか、責任の重さがあると思います。町内には大企業という対象はございませんけれども、今後入ってくる可能性もあろうかと思しますので、そういった中小企業振興のために大企業が置かれている役割であるとか、責任であるとかというのを明確にするためこの条例を制定するものですけれども、そういった基本的な理念とともに、その理念に基づきました基本的な政策の方向を定めていく条例ということで理解しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 中小企業と業種によって違うんですけど、建設業等については、資本金3億円以下と未満というのが中小企業ということで法では規定されているというふうに記憶しております。

ただいまの答弁の中で、町内に大企業という3億円を超えるような例えば建設業とかは町内にはないんですけれども、ただ、町外の大企業が町内で事業するという場合というのはあり得ると思うんです。その場合に町内の中小企業に配慮したという、例えば具体的には下請単価の問題であるとか、そういうことに配慮して振興を妨げないようにという意味なのかなというふうに私は受け取ったんですが、その点についてはどうなの

か答弁をお願いします。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

田代議員おっしゃるとおり、中小企業の振興するために、町での工事の発注であるとか、物品調達の関係等々で中小企業の営業活動に配慮はしておりますので、大企業の役割といたしまして大企業も中小企業の振興を妨げないといったふうなことが必要であろうかと思います。

地域にとりまして中小企業・小規模企業の存在というのは、地域の発展にとってはなくてはならないものであると考えますので、そのあたりを大企業の方も考えていただいた上で振興に努めていただくというふうな考えとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） 紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例ということで、一応読んだのにちょっと理解が苦しむところがいろいろあると思うんです。というのは、もちろん町と行政側と商工会を通じていろいろな地元の企業等々に配慮しなさいよという、こういう中身であろうかと思うんですけれども、実際に例を挙げて、この目的の中に、この中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もっと地域経済の活性化、町民生活の向上に寄与することを目的とするということなんやけども、実際にじゃあこの商工会のほうから地元企業に対してこういうことをしなさいよ、例えば基本方針の中には雇用の問題とかいろいろ入ってると思うんですけれども、じゃあどこが具体的にどういう形で進められていくのか、ただの基本条例の中にただこういう文言だけではちょっと私も理解に苦しむところがあるんですけれども、例えば例を挙げてでいいですから、どういう形態で進まれるのかということを課長わかっておれば、例を挙げてでいいですから御答弁をお願いしたい。

（10番 小椋孝一君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君）

小椋議員の御質疑にお答えいたします。

国の小規模企業振興基本法の基本原則にのっとりましてそれぞれ基本理念等々立てさせていただいております。基本理念といたしまして、まず前提としまして中小企業等自らの創意工夫、自ら中小企業等の事業者さんをまず前提といたしまして自主的な努力を尊重して事業活動というのをやっていただかなあかんと思います。

それと、町といたしましては、そちらの町の役割のほうにも書かせていただいておりますけれども、必要な財政上の支援、措置を講ずるように努めるものとするといったふうなところがあるかと思います。

今回、この中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するに当たりまして、その役割、先ほど申しました商工会、町、事業者、それぞれの役割を十分発揮した上で振興に努めていく。商工会は商工会への加入を促すこと、商工業者は商工会への加入に努めるといったような条項も盛り込んでございます。

あと町の必要な財政措置と言いますのは、当然、税制の措置もあろうかと思いたいで御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

○議長（美野勝男君）

10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君）

非常に答弁に苦しい言い方ではないかなと思うわけですが、商工会のほうに入っておられて、企業さんは結構努力はやっぱりどの企業さんもやられていると思うんです。それに対して雇用の維持とか人材の育成とかいろいろそういう方も一生懸命やられていると思うんですけれども、決算上ではやっぱり利益が上がれば、例えばものづくりで物を買うときに、新しい機械であれば、その会社がこういうものを入れたいよというのであれば、仕入れ先のほうから新しい機械があれば、こういう新しい新発の機械ですからということで証明をいただいたら、税理士が入っていれば、これ多分、商工会も中小企業中央会と連携してるんで、そういうとこと話をすれば、半額控除とか、もう1つは、今言うてるように機械買うためにそれを証明をいただいたら、商工会並びに商工会に入っておられる企業の中では税理士さんも中に入っておられるところもありますし、そこで県の証明をもらって全額控除とか受けられますよと、そういういろんな制度があるわけですけど、企業は皆そういうふうやってると思うんですけれども、これはもちろん国から来た基本条例というのはわかるんですけども、具体的にず

っと読んでたんやけど、何かせなあかんよ、あんなんせないかんよってほとんど第6条の3なんか商工会の参画というのは結構入ってるわけです。もともとからやられていることです。それをあえてまたこういうように新しく出してきたというのがちょっと理解に苦しむところがあるわけです。

今言うてるように、私、例を挙げて言いましたけども、税の控除がありますとか、こういうものを努められますよとか、こういう具体的なことがあれば非常にわかりやすいなと、こう思うんで、そこら課長、理解されておると思うんですけども、そこらいかがなもんですか。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 小椋議員の再質疑にお答えいたします。

どういった具体的な内容かということだと思います。

まず、補助金につきましては、先ほど議員のほうからも紹介いただきました持続化補助金、それは販路開拓を行うような取組に対して支援するようなもの、それからものづくりサービス補助金等々ございます。あと6月6日に施行されました生産性向上特別措置法というのがあろうかと思います。

これにつきましては、定められておる生産性革命の期間なんですけれども、市町村の認定を受けた設備投資を支援することなどについて具体的に事業者は先端設備等導入計画というのを立てる必要があろうかと思います。その計画を立て認定を受けた中小企業の設備投資に対しまして、固定資産税を最大3年間ゼロとする臨時特例措置がございます。

その他、先ほど紹介しました直接は関係ないんですけども、先ほどのものづくり補助金であるとか、持続化補助金であるとかの優先措置、優先枠というんですか、その点を加味しました優先採択を行うことができることとなっております。

計画を立てるに当たっては、それぞれ町、それから商工会、事業者が相互に連携をとる必要があろうかと思いますので、そのために条例によってその立場を明確にして、それぞれの連携をより強固にするために条例制定という運びになったと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○ 1 1 番 (美濃良和君) この問題について各議員さん方がそれぞれ聞いてるんでございますけれども、それでは具体的にどのようなことが町民というんですか、事業者に対してされていくのか、そのことについて聞きたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長 (米田和弘君) 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

具体的に何をしていくのかということの御質疑であったかと思います。具体的に今回、先ほども申しましたように、生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画の策定の中小企業の設備投資につきまして、その対象となる固定資産税を年間最大3年間ゼロにするという特例措置がございます。

それとは別にいろいろな補助金の優先枠というのもっております。それぞれ対象設備については要件はございますけれども、持続化補助金であったり、ものづくりサービス補助金であったり、IT補助金、それぞれ補助率は違うんですけれども、そういったものに対して具体的に恩恵を受けられるというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 1 番、美濃良和君。

○ 1 1 番 (美濃良和君) いろいろと説明いただいたんですけども、具体的にはどんなものが当たるわけですか、補助金をもらえるような町内の事業所として。中小企業というふうになってまいりますと恐らくこの町にほとんど対象がないというふうに思うんですね。小規模企業ということにもなってくるんかと思いますが、どんなものが当たってどんなところがそういうふうな恩恵を受けるんかですね。

前にも税の問題で質疑いたしましてお聞きしたこともあったんですけども、例えば風力発電とかがこの町に今計画がされようとしておりますけれども、こういうふうなものも対象になってしまつて固定資産税が3年間無税になると、こんなふうなことになってくるんかどうか、そのことについてももっと具体的なお聞かせいただきたいと思います。

○議長 (美野勝男君) 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

具体的にどういったものかということなんですけれども、例えば持続化補助金であれば、販路開拓を行うための取り組みなどでございます。販路開拓というのは幅広い営業活動になろうかと思imasuので、対象は幅広いものが対象になろうかと思imasu。ただ、事業者が行う販売の部分についてかかる費用が対象になってこようかと思imasu。

それと、ものづくりサービス補助金という部分につきましては、新しい開発、試作品の開発とか、そういったもの、例えばまた生産プロセスの改善であるとか、そういったものを改善する場合の設備投資について支援されるものであろうかと思imasuので、よろしくお願ひしたいと思imasu。

風力発電については、恐らく対象にはならないと思imasu。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第45号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第46号 副町長の選任の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第4、議案第46号、副町長の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第４６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第４６号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（美野勝男君）　　起立多数です。

したがって、議案第４６号、副町長の選任の件は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前　９時４８分）

再　開

○議長（美野勝男君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時５０分）

◎日程第５　議案第４７号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君）　　日程第５、議案第４７号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第４７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第47号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第48号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長(美野勝男君) 日程第6、議案第48号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第48号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第48号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第49号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長(美野勝男君) 日程第7、議案第49号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第４９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第４９号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君）　起立多数です。

したがって、議案第４９号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第８　議案第５０号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君）　日程第８、議案第５０号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第５０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第５０号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君）　起立多数です。

したがって、議案第５０号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第９ 議案第５１号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第９、議案第５１号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第５１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第５１号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第５１号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１０ 議案第５２号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第１０、議案第５２号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第５２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第52号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第53号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長(美野勝男君) 日程第11、議案第53号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第53号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第12 議案第54号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長(美野勝男君) 日程第12、議案第54号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第５４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第５４号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君）　起立多数です。

したがって、議案第５４号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１３　議案第５５号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君）　日程第１３、議案第５５号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第５５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第５５号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君）　起立多数です。

したがって、議案第５５号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１４ 議案第５６号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第１４、議案第５６号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第５６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第５６号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第５６号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１５ 議案第５７号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第１５、議案第５７号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第５７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君）　起立多数です。

したがって、議案第５７号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１６　議案第５８号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君）　日程第１６、議案第５８号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第５８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君）　起立多数です。

したがって、議案第５８号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１７　議案第５９号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君）　日程第１７、議案第５９号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第５９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第５９号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君）　起立多数です。

したがって、議案第５９号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第１８　議案第６０号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君）　日程第１８、議案第６０号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで質疑を終わります。

これから議案第６０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第６０号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議長（美野勝男君）　起立多数です。

したがって、議案第60号、農業委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第19 議案第61号 平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第19、議案第61号、平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について議題とします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時02分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） 44ページの利率の3%、実際問題として、その3%の高い金利で借りてるとは思っていないで。だけど、現実問題として、もうちょっと実態に即したような金利にならんのか。この間テレビで農協が個人に貸すのに農機具買うのに0.2%と言うてる。役場は3%ということは15倍やしな、法外な金利って、こういうことは実際問題としてそういうことはあり得ないけど、だけど常識で考えたら、もうちょっと近づける努力。だから、この3%というのはどこから来てるのか、こういうふうにするので、それを実態に即してない3%にしてる根拠というのを聞かせてもらいたいと思います。

それと、56ページの13節委託料715万円の設計工事管理業務委託料、神原団地の工事請負費2億5,130万6,000円という、こういうふうな高い、一般的な解釈からするとすごく高い建物のような気がするわけよ。だから、価格引き下げ努力というんですか、多分積算したらこんな金額になってると思うけど、今の時代で個人が家を建てても耐震工事というのはもう当たり前の時代でしょう。だから、どこがどんなんでそういうふうな金額になるんか、その辺を尋ねたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、私から西口議員の御質疑にお答えいたします。

44ページの上段の利率ですね、起債の借入れの利率でございます。3.0%以内となっておりますんですが、これが現実問題、実情には合っていないのではないかと、そしてその根拠はという御質疑でありました。

実際、根拠というのは、本当にこういうパーセントにしろというような指導もなければ通達もございません。ですから、私どもの考え方としては、幅を持たせていただいているというのがこの3.0%以内という数字を使っているものでございます。

西口議員もおっしゃっていましたが、実際こんな金額で借りてないやろうというようにことでありましたので、ちょっと参考に平成29年度当町が借入れた利率を申し上げます。

まず、政府資金であります、これが0.03%、それから地方公共団体金融機構資金が0.01%、それから銀行等の引き受けにしましては0.414%、それから共済等、これ市町村振興協会で借入れたものですが、これも0.01ということで3%以内で当然あるんですが、すごいその乖離があることは事実でございます。

ただ、当町といたしましても、借り受けたら当然利息とかそういうものを払っていかないといけないということでもありますので、十分その辺を注意して低利で借入れるように努力はしていきたいと思っております。そういうことで3.0%以内ということで幅を持たせていただいているということで御理解を賜りたいと存じます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私からただいまの西口議員の御質疑にお答えをいたします。

議案書の56ページのところでございます。

まず、7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料、新神原団地新築工事管理業務委託料715万円並びに同じく15節の工事請負費、新神原団地新築工事2

億5,130万6,000円でございます。これにつきましては、いずれも現在進めております町営住宅、神原団地の建てかえに伴います新神原団地新築工事の管理業務の委託料及び町営住宅新神原団地の新築工事として計上してございます。

まず、管理委託料につきましてはですけれども、この積算につきましては、国のほうの官庁施設の設計業務等の積算基準より算定をしてございます。

新築工事につきましては、木造平屋建ての2DKが5戸、木造2階建ての3LDKが4戸、合わせて9戸の新築工事費でございます。

引き下げの努力といいますか、検討なんですけど、屋根材をガルバリウム鋼板にしたりとか、外壁材をサイディング張りにしたり、あとフローリングの床材を安価なものにしたりとした設計費の引き下げを検討いたしました。

なお、予算計上させていただきました金額につきましては、まだ現時点では概算工事でございますので、現在、実施設計を進めており、より安価で住みやすい住宅の建設に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 6番、西口君。

○6番（西口 優君） 利率が実際問題として0.4が一番高いのかな、けど、その0.4にしても農協が個人に貸すのは0.2%と言うてるのに0.4って個人より信用がないいかなんてそういうふうなちょっとした疑問。それと、実際に0.というこういうふうな金利になってるのに3%というのはかなり乖離があると思うわけでしょう。だから、本来、町予算というのはあくまでも単年度の予算やしな、そしたら本年度、来年の春までの間のことにそんなに金利が何十倍も上がるわけがない、そんなん考えたときに、もう少し実態に即した金利、これ1%の金利というふうに書いてあっても何不自由はないわけやしな、年度年度で10年先までとかというような予算を組めへんねんさかい、普通に考えたら、来年の春までの話やさかい、そんなん考えて大きく変動が極端なことがあるわけがない中で、この3%にしてなんていうこの根拠はちょっと貧しいような気がするんやけど、そういうところで1%みたいな形にならんもんかなと、こういうふう思うわけよ。それは単純な疑問やで。

だから、それによって何かふぐあいがあるのかなと、そんなん思わへんしな、もし万が一何かのはずみで2.何%とかというような高利で借りちゃっても、その議会が承認

してますという話になってしまうから、だから、やっぱり本来は実態に即したような形の金利にすべきじゃないかな、この辺について再度の答弁を求めたいと思います。

それと、神原団地、ここの部分を安くしていったって、あくまでも予算は予算やけど、けどそれにしても民間の個人住宅から比べたら非常に高いような気がするんやけど、その点は仕方ないもんなんかなと、そら実際に入札してないから、これよりも下がるとはもちろん思ってるんやけど、最低制限価格なんかの認識、そういうふうな低入札というのをどこかで敷札を入れるというときに、後で検査するという事になったら、最低価格を外しても検査の対象になる。その検査をする限り同一のもんができてたら別に問題ないような気がする。安くして質の悪いもんができたら困るけど、だけど検査することによって質が下がるとは思わないけど、その点の認識をちょっと尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 西口議員の再質疑にお答えをいたします。

まず0.414%、この件なんですけど、これ銀行等で借りたものでありますが、これも入札して一番低いところの金利で借りたものでございます。そして、すごい乖離がある中で、もう少し実情に即したパーセント、利率にならないものかということでございます。

これは通達もなければという話、先程させてもらったので、町独自でパーセンテージを決めればいいことでありますので、その辺に関しましてちょっと協議をしてみたいと思っております。ただ、社会情勢等も当然鑑みないといけない部分もありますので、ある程度の幅を持たせていただきたく存じますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 私のほうから西口議員の再質疑にお答えをいたします。

民間と比べたら高いのではないかなというような御質疑であったかと思います。確かに民間と比べまして価格は少し高いようには思われるかもしれませんが、これはあくまでも国の設計基準に基づいて設計したものでありまして、設計の段階で値下げとかということはもちろんできませんので設計に基づいた金額となっております。

どうしても諸経費とかというのは、もちろん基準に基づいて設計いたしますのでこういう金額にはなってしまいますけども、あと今後、入札をしていってももちろん額は下がっていくわけなんですけども、先ほど言われました値段がかなり下がったら質が下が

るんではないかという懸念がございます。

ただし、全国的には今低い入札の場合には低入札価格制度、うちで言いますと5,000万円以上の工事が対象になってきますので、この工事も対象になってくとは思いますが、その段階で低入札価格の設定の金額よりも低い場合は、再度業者と話し合いを持ちまして、それが適正かどうかということを検討いたしまして、それで最終決定をすることになってございますので質が下がるということは考えてはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） 56ページの先ほど来言うてる神原団地等の件でございますけども、説明では、平屋建てが5棟、2階建てが4棟ということでございますけども、以前、町長の話の中で、この2階建ての1階部分をできるだけ高齢者の方に貸し出しできるようなスタイルでという話が出たと思うんですけども、そこらの確認と、これだけの大金を投じて建てかえるというか、新築するわけですけども、以前、福井団地で工事のふぐあい、そしてまた設計のふぐあいで裁判までされた件があるんで、今回はそういうことのないように極力やっぱり慎重に設計業者も入札の中でいい業者を、そういうことのない業者を入れていただいて、また、監督までついてるわけですけども、設計、監理、監督までついてるわけであって、業者も手抜きにならないように徹底的に検査をすると、企画管財のほうでその管理を十分やっていくように、それだけをお願いをしたいのと、こういうように思います。1点だけちょっと確認のためお願いします。

（10番 小椋孝一君 降壇）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの小椋議員の御質疑にお答えいたします。

議案書の56ページの神原団地の新築工事に関する件でございます。

先ほども言いましたように、この団地につきましては、平屋建てが5戸、それから2階建てが4戸ということで計画をしてございます。

一応5戸のほうにつきましては、現入居者の方の建てかえ用として5軒を計画しており、残りあとの4軒につきましては、新たに住宅希望者を募るということで計画をして

ございます。

1階に高齢者の方を優先といいますか、入れるようにということで、1階につきましては畳の部屋ですとか、そういった形での対応をしたいと考えてございます。

それから、以前の福井団地の件もございましたけども、その件につきましては、現在、設計会社につきましてはもう決定をしております、現在も設計業務をもちろんやっている段階でございます。今回上げさせていただいているのは管理業務のほうでございすけども、今やっただいている設計業務につきましては、株式会社岡本設計さんをお願いをしているところでございます。

以前のようなことのないようにしっかりと設計業者もありますので、今後、管理につきましても業者と密にしながら慎重に進めていきたいと思っております。以前のようなことのないように徹底的に工事のほうも進めていきたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

3番、七良浴 光君。

(3番 七良浴 光君 登壇)

○3番(七良浴 光君) 47ページの16款の財産収入、1目財産貸付収入で1万6,000円計上されております。これは総務課長からの説明で美里支所を商工会へ貸し付けるという説明でございました。しかし、先ほど来ちょっといろいろ皆さんから質疑が出た、紀美野町中小企業・小規模企業振興基本条例なるものを制定して、商工業者の育成強化を図っていこうという目的だという話でありましたので、それを総括する商工会の事務所から賃貸料を取るというのではなくて、20款諸収入である電気代とか、そういう光熱水費については理解はできるんですけども、やはり条例まで制定して商工業の振興を図っていこうと一方では考えておりながら、それを総括する商工会の事務所に貸すのにそういう賃貸料をいただくというのはちょっと私自身は理解に苦しみますので、その理由について明確な答弁を願いたいと思います。

それから、56ページの私で3人目ですが、神原団地のまず新築工事の2DK5戸の坪単価または平米単価、それから3DKの2階建ての坪単価または平米単価について伺います。

それから、13節の同じく神原団地の関係ですが、委託料で今、企画課長のほうから

岡本設計さんに設計をという話の続きの中で、しっかりと工事の管理業務をしていただきたいというような答弁があったように思いますが、この新築工事管理業務委託料については、もう既に業者は決まっているんですか。決まっておればそういうことの答弁をいただきたいと思います。

以上、お願いしたいと思います。

(3 番 七良浴 光君 降壇)

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

(午前 10 時 36 分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 38 分)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） 私のほうから七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

まず 1 点目の 47 ページ、16 款財産収入の 1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入の土地建物貸付収入でございます。

これにつきましては、先ほど言われましたように、紀美野町商工会から商工会の事務所として美里支所 1 階の一部を借用させていただきたい旨の要望がございまして、そのための建物の賃貸料を計上しておるものでございます。

先ほどからの商工会のお話の中で、町としましても商工会の活動を推進していくということで、賃料につきましては要らないのではないかなという御質疑だったかと思うんですけども、一応町としましては、現在、シルバー人材センターにお貸しをしている賃貸料をもとに積算をしております。ただ、それよりもやはりこの商工会という団体につきましては、非営利団体でございますので金額につきましてはそれよりも減額をさせていただいてこの金額を計上させていただいているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

それから、56 ページの 7 款土木費、3 項住宅費、1 目住宅管理費の件なんでござい

ますけども、まず始めに、先ほどちょっと私、管理業務についても岡本設計さんみたいな発言をしてしまいました。申しわけございません。設計業務につきましては、岡本設計さんに決まっておりますけども、管理業務については、これからこの議会で予算を御可決いただきましたら、改めて入札をするということでございますのでちょっと訂正させていただきます。

それから、建物の坪単価でございますけども、平屋につきましては、坪当たり１２０万円、２階につきましても、坪当たりで言いますと１２０万円となつてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） ３番、七良浴 光君。

○３番（七良浴 光君） ちょっと歳入の財産収入の中でシルバー人材センターにも貸しているとかという説明がございましたが、それ以外に町有施設で無償で貸与している施設もあろうかと思えます。そういう施設もそれなりの理由があつて無償にしているんであろうけれども、やはり町の条例まで制定して前向きに町を挙げてバックアップしていくんだと、先ほどの産業課長の熱弁の答弁を聞かせていただいたら、当然こういう料金を取るのではなく、もっともっと町も汗をかいていくということのあかしを示していくことが大事でないかなと、このように考えますが、再度の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康） ただいまの七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

町挙げて商工会を盛り立てていって町の活性化に努めていきたいと思いますということで基本条例を認めていただいたことございまして、商工会は合併いたしましたけれども、事務所移転に１０年余りかかってなかなか事務所の位置が決まらなかったということがございまして、商工会から支所の一部を間借りさせてくれやんかという強い要望の中で、使っていただくことによって美里支所、そしてまた神野市場に活気を持たせていくということで、これはいいなということで今回予算を置かせてもらっております。

歳出のほうで事務所の一部改修ということで千百数十万円の工事予算を設けさせていただいております。これは今の住民室の西側ですか、間仕切りをして、縁切つてということで千百数十万円の予算について、これはもう町で見ていきたいと思いますということで商工会に負担を求めていかないということで上げさせていただいております。ここに一部

十数万円ということで計上させていただいているのと、光熱水費ということで計上させていただいております。

当然そこを使っていただくについては、電気代であるとかいろいろ共有部分も出てくるかと思います。浄化槽を使っていただくということもございますし、共通部分もございます。ということで何もかも無償でということとはしがたいということで、かなり要望の中で低価格でということで商工会とも十分話し合いの上で商工会にも納得していただいて、この金額を計上させていただいたような次第でありますのでどうか御理解いただきたい。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男君） 3 番、七良浴 光君。

○3 番（七良浴 光君） 今の説明、要するに商工会と協議をした結果の金額だと、こういうような答弁であったかと思うんですが、やはり施設を整備するということが町のバックアップであったんかと、こういうようにとれますので、やはり商工業の発展等々を考えていく上においては、やはり年間11万6,000円の金額を取るのではなく、もっとやはり前向きに商工業の発展を願うんだという気持ちも町として出すべきではないかと思いますが、それであれば無償で公共施設を貸与している施設とアンバランスな状況になるのではないかと、このように考えますが、そこらのことについて再度答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 議員の御質疑にお答えいたします。

町といたしましては、紀美野町発展のため、商工業発展のために商工会を全面的に応援していく、支援していくスタンスというのは全く変わってはいません。いろんな事業面でも支援をしていってるようなところでございますし、先ほど申し上げましたように、施設の改修についても町で見えていきましようということで予算計上しております、商工会が全く負担金を求めているものではございません。しかしながら、事務所経費の一部ということで、大きな金額ではないんですが、商工会とも十二分に協議をした上でこの金額でということでございます。

いろいろ協議していく中で、当初の金額からもっともっと低価格にということでこの金額で協議の上落ちついたようなところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） 補正予算について質疑させていただきます。

2 款総務費、総務管理費、電子計算費は49ページです。13節の委託料、情報セキュリティ強化対策委託料227万2,000円、説明ではたしか庁舎内サーバーシステムの構築という話であったんですが、もう少し詳しく説明していただければと思います。

それから、52ページのほうで3款民生費、児童福祉費、2項児童福祉費で、1目児童福祉総務費、19節負担金補助及び交付金で子ども食堂支援事業補助金26万円の計上です。これについての説明を求めます。

それから、57ページ、9款教育費、2項小学校費、13節委託料、特殊建築物定期報告調査業務委託料9万6,000円、これは中学校費の中にも同じような委託料が計上されています。事業内容についての説明をお願いします。

以上です。

（5 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

49ページの下段、電子計算費の委託料227万2,000円、情報セキュリティ強化対策委託料ということで計上させていただいております。この内容につきまして私なりに詳しく説明をさせていただきたいと思います。

パソコンがインターネットから、また、USBメモリーなど悪意を持ったウイルスソフトに感染し情報漏えいする危険があります。そのため、ウイルスソフトに感染しないようにウイルス対策ソフトをパソコンに入れ、メーカーから提供されるセキュリティ強化するソフトも入れていかないといけない。ウインドウズとかワード、エクセルに関しても脆弱性を強化するために随時強化するようなソフトが更新されています。

しかしながら、総務省の方針で個人情報など重要な情報を持っているパソコンというのは、インターネット接続できないようにやっております。ですから、インターネット用と、それから通常の業務用のパソコンというように分けてやっています。以前は1台

でインターネットにつながれたんですが、今はもう完全にインターネットはインターネットとして、個人情報などの重要なパソコンはパソコンと、こういうことで完全に分けてやっておるんですね。

それでインターネットにつながっているのは、新しいデータのものを取り入れることはできるんですけども、インターネットにつながっていないパソコンは新しい更新されたソフトを入れることができません。それで国が、総務省がその対策として地方公共団体のみを接続し、安全性が高い総合行政ネットワーク、L G W A N にセキュリティ強化するソフトを配信するシステム、これが自治体情報セキュリティ向上プラットフォームというのを構築することになりました。

ですから、当町でもインターネットにつながらないパソコンでもセキュリティ強化する必要がありますので、このプラットフォームからうちの庁舎内でのサーバー、ここでやりとりして、このサーバーからインターネットにつながっていないパソコンに新しい更新するソフトを取り入れるということで、庁舎内でのサーバーを構築する費用なわけなんです。これが227万2,000円ということになります。

技術的なことは私余り得意ではないんですが、そういうことで説明をさせていただきました。御理解をいただきたいと思います。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 私のほうからは、52ページの3款2項1目の19節負担金補助金及び交付金の子ども食堂支援事業補助金についての説明をさせていただきます。

これにつきましては、全国的に広がりが起こっているもので御存じのことだと思うんですけども、全国的には子ども食堂というのは、朝晩の食事がままならず、食事による栄養摂取を学校給食等に頼って長期休暇の夏休み明けにはやせているような児童に食事提供を行うとか、両親が仕事で遅く帰宅するため1人で食事をしている児童の居場所づくりのためということでよく言われているかと思います。

紀美野町でめざす子ども食堂ということは、児童だけでなく、高齢者の孤食対策やIターン、核家族の方の世代間交流の場として地域コミュニティの場として機能していきたいという地域のボランティアの方のお声がありました。それで、ことしに入って毎月

1 回ぐらいどうしたら継続していけるのかという御相談があつて当職員も中へ入って検討を重ねてまいりました。

それで、保健福祉課以外のところにもいろんな働きかけを行ったんですけども、結局うちが事務的なお手伝いをさせていただくということになりました。

それで、今回の26万円の根拠なんですけども、初期投資といたしまして、冷蔵庫とか乾燥機とか食器等の整備について40万円までの場合に県の半額補助というのもございます。だから、県が20万円、申請を出してそれをいただくような形の手続もお手伝いさせていただくことになっています。また、その半額をボランティアの方全てを負担していただくのには負担が大きすぎるので、この20万円につきましては、開設の準備ということで、予算内というか、オーバーした分については20万円までと考えております。また、あとの6万円につきましては、この方々がいろいろ検討いただいて、最初はやっぱり30名ぐらいが集える場所で、学校に近くて余り高い場所だったら歩いて行きにくいとか、そういうぐらいでいろいろ考えたところ、動木集会所がいいんじゃないかということで、うちの職員も入って動木の前区長さん、今の区長さんにも相談さしあげて、そこで使わせていただくということをお願いを進めてきました。

ただ、それを使うことでいろんな電気、水道、ガスとかがやっぱり負担になってくるかと思しますので、その分につきましては、いろんなほかの施設等の電気代だとかいろいろ調べたところ、まず1回で6,000円ぐらいまでかなということで試算いたしまして、これを7月から正式にオープンするということを聞いていますので、その分の予算を6万円として上げているところです。

今15人の方がボランティアとして登録されて、先日はプレオープンということもされて、立ち上げのボランティアの方だけではなくて、和歌山大学の方とか、大成校舎の方とか、ほかりらの方とかいろんな方がかかわっていただいだけそんな雰囲気にはなっております。

今回これを通していただいた後は、各町内全小中学校にチラシを配布するのと、全庁への回覧によって周知したいと考えております。

また、そういうことで継続をすることが大切だと思いますので、いろんな方々の御協力を今後もいただきながら、町が主催するというものではないんですけども、お手伝いをするというような形といろんな方々の御協力で続けていきたいと考えています。

以上です。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 私のほうからは、５７ページ、９款２項１目学校管理費委託料、特殊建築物定期報告の調査業務委託料、それから、９款３項１目の学校管理費、特殊建設物定期調査報告の業務委託料１４万円について御説明させていただきます。

これは防火設備の検査の委託料となっております。もともとこれまでは特殊建設物の定期調査報告で行ってきました防火の調査項目の中から、火災時に煙や熱で感知して閉鎖や動作する防火設備、防火戸とか防火シャッターとかにつきまして検査をして、その結果を報告する。その委託となっております。

内訳的には、小学校のほうでいきますと、野上小学校と下神野小学校分となっております。中学校につきましては、野上中学校と美里中学校分となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（美野勝男君） ５番、田代哲郎君。

○５番（田代哲郎君） 電子計算費のいわゆる情報セキュリティ強化対策委託料２２７万円、説明としては、いわゆる情報系につながっていないセキュリティのパソコンにいろんなセキュリティソフトをダウンできるというシステムになるということは、マイナンバーともかわりがあるということなんでしょうか。いわゆるマイナンバーをあれしているパソコンのセキュリティということではないのかどうか、その点だけお願いします。

それから、民生費はわかりました。大変ですけどね。

教育費で防火設備の点検業務ということで、点検ということでちょっと関連して聞かせていただくんですが、先日も大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒壊して児童が犠牲になったということがあります。文部科学大臣が１９日の記者会見で小学校と中学校のブロック塀を点検するということを明言していきまして、多分この町でも点検されたことだと思います。そういう安全点検という意味から点検をされたのかどうかだけ答弁をお願いします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の再質疑にお答えをいたします。

このセキュリティ強化対策の対象のパソコンというのは、職員、それから臨時職員が使っている約200台が対象でありまして、議員御心配のマイナンバーの関連には対象には入っておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

6月18日に発生しました大阪北部の地震の関係でブロック塀が倒壊したと。女子児童がお亡くなりになられた事故を受けまして、6月19日付で県の教育委員会のほうからは、学校におけるブロック塀等の安全の点検についてということで、速やかに所管の学校施設について注意喚起を行うとともに安全対策を講ずるということと通知を受けたところです。私どもとしましては、早急に職員の巡回、点検作業を昨日のほうから始めさせていただいているというような状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） セキュリティの構築についてはわかりました。

教育費の中のどっちも安全点検なんでちょっと関連として質疑させていただいたわけですけど、学校にある設置されているブロック塀だけではなくて、ブロック塀ということになれば通学路にある民家のブロック塀ということが非常に問題になって。

（「議事進行」の声あり）

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

（午前11時05分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第62号 平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第20、議案第62号、平成30年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第63号 平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第２１、議案第６３号、平成３０年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第６３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第６３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６３号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第６４号 平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（美野勝男君） 日程第２２、議案第６４号、平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第６４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第６４号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第65号 平成30年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第23、議案第65号、平成30年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第65号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第66号 平成30年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

○議長（美野勝男君） 日程第24、議案第66号、平成30年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第66号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第67号 平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

○議長（美野勝男君） 日程第25、議案第67号、平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第67号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第68号 平成30年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第２６、議案第６８号、平成３０年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第６８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第６８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２７ 陳情第１号 精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択に関する陳情について

○議長（美野勝男君） 日程第２７、陳情第１号、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択に関する陳情について議題とします。

陳情について委員長から審査経過、結果の報告をお願いします。

総務文教常任委員長、町田富枝子君。

（総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇）

○総務文教常任委員長（町田富枝子君） それでは、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

付託を受けております陳情第１号、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択に関する陳情について、６月１４日開催の総務文教常任委員会において慎重に審査を行いました。その審査結果を御報告いたします。

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障害者の自立及び社会参加の支援等に

向けた基本理念を定めています。

また、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されました。

しかしながら、鉄道、バスを初めとする公共交通機関においては、身体障害者及び知的障害者に対する運賃割引制度が設けられているにもかかわらず精神障害者は対象となっておらず、大きな格差が生じています。

精神障害者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠であります。

よって、公共交通機関の運賃割引制度について、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用対象となるべきであると捉え、陳情第1号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で委員長報告を終わります。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択と決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 16 分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 17 分)

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員長から、発委第 3 号、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更して議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

よって、発委第 3 号、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）について、日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、発委第 3 号、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）について議題とします。

提出者、総務文教常任委員長、町田富枝子君、説明を願います。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇)

○総務文教常任委員長（町田富枝子君） それでは、提出理由について申し上げます。

国においては、平成 26 年 2 月の障害者権利条約の批准、また平成 28 年 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行される中、精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理であるとする。

よって、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同じように交通運賃割引制度の適用対象となるよう求めるものである。

それでは、意見書案を朗読します。

精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については昭和 25 年から、知的障害者は平成 3 年から実施されており、現在、割引を実施している交通機関等は、J R、民間

鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか、高速道路にも及んでいる。

しかし、精神障害者については、平成9年から平成10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施した経過があるが、運賃割引は実現されず、以後、全国的には一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったものの、精神障害者が除外されている状態は基本的に変わっていない。

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されてもなお精神障害者を障害福祉サービスや障害者施策の対象から除外されているならば、精神障害者の社会参加と平等への切実な願いはついでてしまう。

よって、国及び政府においては、交通運輸事業者に対し精神障害者も身体障害者や知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とすることを積極的に働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月 日

和歌山県海草郡紀美野町議会

(提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・国土交通大臣あて

以上であります。全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長（美野勝男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから発委第3号について討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから発委第3号について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第３号、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２８ 議員派遣の件について

○議長（美野勝男君） 日程第２８、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第２９ 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（美野勝男君） 日程第２９、委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（美野勝男君） これで本日の会議を閉じます。

平成３０年第２回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前１１時２４分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年6月22日

議 長 美 野 勝 男

議 員 南 昭 和

議 員 七良裕 光